

## 平成28年度商店街サポーター創出・活動支援事業(課題解決プラン事業)に対する質問

質問番号	質問内容	回答
1	<p>共同企業体で応募する場合は、代表応募者として良いのでしょうか？</p> <p>また、企画提案書提出後に、事業に賛同された方を、新たに共同企業体への参加者として増やすことは可能でしょうか？</p>	<p>共同企業体で申請する場合は、代表者による応募で構いません。</p> <p>企業体の増加については、提案者の変更にあたるので、原則として認められません。</p>
2	<p>想定される、事業経費とは具体的にどのようなものでしょうか？以下の費用についてはどうでしょうか？</p> <p>商店街内の事務スペース確保費用・維持必要経費</p> <p>事業遂行に必要な事務費、人件費</p> <p>周知のための説明会費用、イベント費用</p> <p>経費区分について、具体的には、一般勘定科目との理解で良いのでしょうか？</p>	<p>基本的に、事業費は実費弁済の考え方をとっていますので、実際に支払った経費分だけの請求を認め、利益率の付加は認めません。よって、人件費を含め、支出した全ての経費について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求めます。</p> <p>本府との委託契約締結後、実際に事業実施に要した経費のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に使用する商店街の空き店舗の店舗賃借料</li> <li>・本事業に従事する者の作業時間に対する人件費</li> </ul> <p>その他、事業実施に必要な機器設備などのレンタル、リース料、旅費、通信費、消耗品費、広告宣伝費、PR活動費、アルバイトの雑役務費など、内容を精査し、各種証拠書類等により確認できる経費は、対象となります。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者の事務所の借上げ料や、事務所の光熱水費、消耗品などの受注者の経常的な管理運営に要する経費</li> <li>・備品を購入するための経費</li> <li>・土地又は建物を取得するための財産取得費</li> <li>・土地又は建物の財産的価値に影響を及ぼす工事費</li> <li>・仕入先等の者に対する接待、贈答その他これらに類する行為のための経費及び受注者自らの飲食にかかる経費</li> <li>・販売目的のための商品や製品をつくるための原材料の購入に要する仕入れ費</li> <li>・事業実施にあたって、協力者に対して渡す御礼、寸志、商品券等にかかる経費</li> </ul> <p>その他、事業との関連性が認められない経費などは、対象外となります。</p> <p>なお、詳細については、本府との委託契約締結前に協議することになります。</p>

3	現在、実施商店街と協議予定の場合は、どのように記載すればよいのでしょうか？ 商店街の合意に時間がかかる場合等	企画提案申込書提出時に合意が得られていないのであれば、「実施商店街」は「決まっていない」こととなりますので、企画提案書(様式2-b)記載要領11(2)にあるとおり記載してください。
4	個人、NPOを含めた共同企業体の場合は、支援実績は個別の実績でよいですか？	お見込みのとおりです。
5	商店街に対しての、人的役割等については、現時点での想定で良いのでしょうか？	現時点での想定で構いませんが、事業内容を把握するための重要な要素の1つとなりますので、出来る限り詳細に記載していただくようお願いします。